

2018年11月15日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—行政改革関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第475号）

国務院、 『証照分離』改革を全国範囲で展開 企業に係る行政手続をさらに効率的に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国務院は、2018年9月27日付で『国務院による「証照分離」改革の全国推進・展開に関する通達』（国発[2018]35号、以下『35号通達』という）を公布しました。『35号通達』では、第一段階として全国範囲において企業に係る行政審査・批准事項106項目を対象に、『証照分離』改革を実施すると決定し、2018年11月10日より施行しました。

□ 多様な改革方式で、スマート行政を目指す

『証照分離』は「放・管・服」改革および商環境改善の重要な一環として位置づけられており、上海市浦東新区をはじめ、全国の自由貿易試験区での試行期間を経て、ようやく全国範囲で展開することになりました¹。今回の『35号通達』では、これまで試行された企業に係る行政審査・批准事項163項目の中から選定した106項目に対し、それぞれ4つの方式を通じて、『証照分離』改革を実施するとしています（右を参照）。

方式1と2については、関係部門に対し、相応の行政規則の改定²を着実に実行するよう求めています。

4つの改革方式

- 方式1：審査・批准の撤廃
- 方式2：審査・批准から届出への変更
- 方式3：審査・批准の簡素化、「告知・承諾」の実施
- 方式4：参入に係るサービスの最適化

（『35号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 『証照分離』とは、市場監督管理部門発行の営業ライセンスと各業界の主管部門発行の経営許可証を分離することで、企業設立や事業展開の効率化・簡素化を目指す改革を言います。2015年12月、国務院は『上海市における「証照分離」改革試行展開の全体方案』を承認し、上海市浦東新区で率先して期間3年の『証照分離』改革試行を実施しました。その後、2017年9月に全国の自由貿易試験区へ複製・普及させました。

² 『証照分離』改革に係る行政規則の改定について、国家薬品监督管理局は2018年11月7日付で『全国範囲での輸入非特殊用途化粧品届出管理実施の関連事項に関する公告』（2018年第88号）を公布しました。公告では2018年11月10日より、非特殊用途化粧品の初回輸入について、従来の審査・批准管理から全国で統一された届出管理に調整し、今後は行政許可の申請を受理しないことを明確にしました。その詳細（中国語原文）については、以下のURLをご参考ください。⇒<http://www.nmpa.gov.cn/WS04/CL2138/331915.html>

方式3については、審査・批准を簡素化するため、「告知・承諾」を実施すると定めています。つまり、関連部門は申請者に対し、審査・批准の法定条件および必要な資料を一括で告知する職責を履行し、申請者は法定条件に合致している旨を承諾したうえで、関連の資料を提出しなければならないということです。申請者はその承諾の内容を守らなければならない、法定条件を満たしていない場合、特定の経営活動に従事してはならないので、注意が必要です。また、関連部門は定期的に全範囲にわたる検査を行い、経営の実状等が承諾の内容と一致しないことを発見した場合、その審査・批准を取消し、厳重に処罰することも明確にしています。

方式4については、重大な公共利益に関係する行政審査・批准事項に対し、審査・批准による管理を維持しつつ、参入に係るサービスを最適化すると定めています。その具体的な措置として、オンラインサイトにおける業務取扱の推進、審査・批准資料の簡素化、審査・批准事項とプロセスの公示、審査・批准期限の短縮化、受理条件と取扱基準の明確化、審査・批准権限の委譲等を挙げています。

また、全体的な要求として、『35号通達』では『証照分離』改革を『多証合一』改革と連動させ、『証照分離』改革等により審査・批准が不要となった行政事項について、原則として『多証合一』を通じて1枚の営業ライセンスに統合するよう求めています。各関係部門に対しては、事中・事後の監督・管理制度の強化と革新、複数の部門による共同法執行の推進、信用情報共有プラットフォームの構築等を明確に定めています。

『35号通達』における外資企業に関係する主な改革事項については、以下の図表をご参照ください。

【図表】外資企業に関係する主な改革事項（一部抜粋）

改革方式	内容
審査・批准の撤廃	2. 外資による国際船舶管理業務経営の審査・批准
審査・批准から届出への変更	3. 非特殊用途化粧品初回輸入の行政許可
「告知・承諾」の実施	5. 外商投資による映画館の設立許可、15. ホテル・旅館業特別業界許可証の認可・発行、16. 道路輸送関連施設（場所）経営許可証の認可・発行、17. 公共場所衛生許可、22. 食品関連製品生産許可証の認可・発行
参入に係るサービスの最適化	23. 外商投資による旅行会社業務経営許可、28. 道路旅客輸送経営許可証の認可・発行、29. 道路貨物輸送経営許可証の認可・発行、30. 中外合弁経営、中外合作経営による公演・イベント関連運営機関設立の審査・批准、37. エンターテインメント・娯楽施設設立の審査・批准、38. 口岸（港湾）衛生許可証の認可・発行、40. 会計士事務所および分支機構設立の審査・批准、43. 営利性医療機関設置の審査・批准（香港・マカオ・台湾資本を含むが、外商独資は含まず）、48. 食糧買付資格の認定、51. 中外合弁・合作による印刷企業および外商独資によるパッケージ印刷企業の審査・批准、53. 保険会社の社名変更・登録資本金変更・会社もしくは分支機構営業場所の変更・分支機構の取消・会社の分割もしくは合併・会社定款の改定・出資額が有限責任会社資本金総額の5%以上を占める株主の変更、もしくは株式会社有限会社の持分5%以上を所有する株主の変更および保険会社終了（解散、破産）の審査・批准、54. 石油製品の卸売経営資格の審査・批准（初回審査）、55. 石油製品の小売経営資格の審査・批准、59. 化粧品の生産許可、60～61. 食品（食品添加剤を含む）の生産許可、62. 食品販売許可、飲食サービス許可（食品経営許可証に統合）、65～66. 医薬品生産/販売企業開設の審査・批准、72. 新薬の生産と販売許可、73. 特殊設備製造単位の許可、74. 特殊設備検査・試験機関の審査・批准、89. 医療機関の開業登録、90. 開業医の登録、92. 国際海上輸送業務および海上輸送の補助的業務経営の審査・批准、97. 重要工業製品生産許可証、104. 医薬品輸入の届出、105. 薬材輸入の登記・届出

（『35号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

*

中国政府網の記事によれば、2018年8月末時点で、全国で取り扱われた『証照分離』改革の対象となる行政審査・批准事項は計34.72万件、33.36万社の企業に及んでいます。また、関連調査によれば、アンケートに協力した企業のうち、商環境が改善されたと回答した企業は88%、許認可類事項の取扱がさらに利便化されたと回答した企業は93%に達したということです。こうした企業行政制度改革は、企業の行政手続コストを引き下げ、事業者が直面している「市場に参入できても、実際に事業を展開することは難しい」という難題のさらなる解決および商環境改善のための効果的な措置になったと言えるでしょう。

『35号通達』の詳細については、以下のURLから中国語原文をご参照ください。また、実務上の手続等については、所在地の市場監督管理部門および関連の各主管部門までお問い合わせください。

[国务院关于在全国推开“证照分离”改革的通知 国发\[2018\]35号](#)

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。